

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	6 杉選第 344 号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 7 年第 46 回選挙管理委員会定例会会議録				
開催日時	午前 10 時 00 分から			
	令和 7 年 12 月 24 日（水）			
出席者	午前 10 時 30 分まで			
	委 員	今井委員長、与島委員長職務代理、島田委員、小井委員		
	事務局	石田局長、井澤次長、小川選挙法規担当係長、長江主査		
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人	無
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等			結果
	議案 第 49 号	杉並区長選挙に係る政治活動用ポスターの取扱いについて		決定
	その他			—
委員長	これから令和 7 年第 46 回の定例会を開催します。			
	<杉並区長選挙に係る政治活動用ポスターの取扱いについて>			
委員長	議案第 49 号について事務局から説明をお願いします。			
局長	議案第 49 号杉並区長選挙に係る政治活動用ポスターの取扱いについてです。区長の任期満了日が令和 8 年 7 月 10 日なので、これを遡って 6 か月前の日に当たる、令和 8 年 1 月 10 日から、当該選挙期日までの間に、公選法の規定によって個人の政治活動ポスターの掲示が禁止されるということになります。そのため、関係各所に通知文を送付して周知を行うということになっております。また、掲示禁止期間前から禁止されている個人の政治活動ポスターについても、撤去の対象となるということになります。通知については、別紙 1、別紙 2、別紙 3 を見ていただくと、別紙 1 については、各政党支部に委員長名で、政治活動ポスターの取扱いについてで、6 か月前規制が行われることの案内周知を行います。またあわせて、立候補予定者の氏名のみを表示したたすきやのぼりを、街頭での政治活動における場所において使用することは、公選法で禁止されてるものの周知もあわせて行うということになります。 また別紙 2 については区長宛てに、6 か月前規制の通知を行い、別紙 3 については送付先ということになります。また禁止該当ポスターに関する取扱いについては、所轄の警察署長に現認を依頼して、確認通知を受けた場合は、公選法第 147 条の規定に基づいて撤去命令を出します。 別紙 4-1 を見ていただくと撤去命令書の書類の様式になりまして、別紙 4-2、も撤去命令の関係です。別紙 4-3 については、一覧形式で警察とのやりとりの様式になってます。 区の管理する施設への撤去の通知で、管理権撤去といってるもので、施設管理者の承諾を得ないで、掲示された政治活動ポスターについては、施設の管理者によって撤去ができるということで、別紙 5 は区長あての依頼文、別紙 6 は教育長、別紙 7 は各所管の課長宛てに撤去の依頼の通知です。別紙 8 は、送付			

	先の一覧で、部ごとに対象施設がありますので関連部署宛てに送るということになってます。以上議案第 49 号、区長選挙に係る政治活動ポスターの取扱いについての説明となります。
委員長	この議案第 49 号に関して、皆様方から御質問、御意見等ございますでしょうか。
委員長 職務代理	この 6 か月前のポスター掲示について、町なかのいろんなポスターが貼られていますが、あれは日常の政治活動の延長線上にあるということと、外壁の所有者に了解得られてる今貼られているのは、多くそのままになってるという理解ですか。
局長	政治活動用ポスターでいろんな報告会とか、弁士を呼んでということだと、選挙は任期満了が予想される、今回は 7 月 10 日ですけど、それをまたいで、例えば 9 月 10 月に報告会やるということだと、そのままになります。
選挙法規 担当係長	2 連ポスターと言われるものについては、6 か月規制の対象のポスターからは外れますが、もしその方が、次の区長選に立候補される方が、掲載されてる場合だと、告示日になると、それは規制の対象に入ってきますが、まだ 6 か月前の時点では、撤去対象になるポスターからは外れるので、平時の政治活動用のポスターとして認められているものにはなります。
小井委員	たすきやのぼりは、氏名のみを表示したと書いてありますが、例えば、小さく、何か党派名とかどうか分からないぐらいに裏に書いてあるとかそういうふうなのは、対象外ですか。
選挙法規 担当係長	2 連ポスターと同じような考え方で、個人 1 人ではなくてポスターの、のぼり版のようなものをつくって、街頭演説されてるようなケースはあったり、あとは政党名だけだけど表示したりあります。
委員長	ほかよろしいでしょうか。はい。それでは議案第 49 号は承認されました。
委員長	その他について幾つかございますので、局長よりお願いいたします。
局長	まず、中野区の選挙管理委員会の委員長からの、中野区長選挙と、区議会議員補欠選挙の選挙期日の決定の通知がありましたので、写しをお配りしております。今月 17 日に、中野区の選挙管理委員会が決定したということで来年、5 月 31 日告示、6 月 7 日投開票ということで決定されたということです。区議補欠選挙、欠員 1 になっておりますので、それも同時に行われるということになっております。現時点でまだ立候補表明者はまだいないとなっています。あとは、通知はないですが、同じ日に小金井市も市長選挙を、来年の 11 月 8 日告示で 15 日投開票ということで小金井市長選挙の期日も選管が決定したということのようです。 あともう一つ、東京都の選挙事務運営協議会の報告がありましたので、それも冊子で、抜粋になりますけれども、お配りをしております。 ＜報告書の説明＞ 第 1 部会 「選挙における問合せ対応」 選挙運動、投票制度、ポスター等に関する問合せ事例を報告。 チャットボットやコールセンターの活用状況について調査結果を報告。 費用対効果や運営負担の課題がある。 第 2 部会 「熱中症対策」 多くの自治体で熱中症対策の必要性が認識されている。 扇風機、冷却用品、飲料水配備などの事例が紹介された。 他自治体の対応フローを参考に、杉並区でも活用を検討する。

	第3部会 「将来を見据えた選挙時啓発」 SNS やデジタル媒体の活用状況についての報告。 常時啓発を行っている自治体は限定的であることが示された。 選挙時の情報発信強化や他自治体の取組事例についての報告。 もっと詳しいものがあれば、こちらに報告書がありますので、必要であれば閲覧させていただきます。
委員長	それから、私と局長で行ってまいりました、事務運営協議会の部会報告です。私から簡単に、この問合せ事例は非常に良いアンケートを頂いて、これは今、新人職員が増えてきた選管職員の仮のマニュアルになるのかなというところで、これを職員に皆さんにお渡し頂ければと思います。 それから熱中症に関しては、私が、非常に感心したのは、台東区・品川区は、フローをつくってますよね。これは我々も本当に採用していい気がします。紙で各投票所に置いておけば、非常に安心できるものかなと思いますので、これは次の選挙の暑い時で結構ですけども、そのときには、杉並区でも、独自につくる必要はないので、これを採用してもいいかなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
小井委員	投票期日だとか時間だとか、場所だとかいうことが、きちんと分かりやすく、お知らせするっていうのは、やってもいいかなと思う。
局長	選挙のときに、コンビニのレジ画面に選挙の日にと、「投票に行きましょう」ということで画像でのPRは、事業者と契約をしてやっておりますので、できるところからやります。
委員長	事務運営協議会の部会報告で、来年度の内容ですが、第1部会が、投票が困難な高齢者及び障害者等の投票機会の確保について、第2部会が、ポスター掲示場に関する課題等について、これは部材費が上がったりだとか、基準額との乖離が大きくなってるので、現状を確認するということで、令和10年の都知事選挙と参議院選挙の執行に向けて、実態を調査するということです。 第3部会がポスターコンクール事業の活性化に向けた取組について、明るい選挙ポスターコンクールの応募数は、年々減少傾向にあり、夏休み期間を対象としたポスターコンクールが複数開催されており、応募先の選定が学校の判断に委ねられているので、令和8年度は従来の事業の見直しを行い、応募の拡大と活性化に向けた検討を行うということで、今後どうしていくべきかということ、検討するということです。
局長	三つの部会がそれぞれテーマごとの調査が来るので、回答を集約して各区でどのようにやってるか報告があると思います。
委員長	ほかございませんか。
委員長 職務代理	お諮りしたい案件があります。 先ほど、委員長から私宛てに本日付で、一身上の都合により12月末をもって、委員長の職をお辞めになりたいとの退職願が、提出されました。この件について審議いたしたいと思います。
一同	異議なし。
委員長	それでは私は退席します。

委員長 職務代理	委員長が地方自治法第 189 条第 2 項の規定により、議事に参与できませんので、私が議事進行の代理を務めます。委員長から提出があった委員長職の退職願ですが、退職されることを承認するという事で、よろしいでしょうか。
一同	承認します。
委員長 職務代理	わたしも異論ありません。委員長から提出のあった委員長職の退職について、承認とします。審議が終了しましたので、事務局は、今井委員長をお呼びください。
委員長 職務代理	委員長の退職願を承認することになりました。12 月末までの残り数日ですが、よろしくお願いします。
委員長	ご承認いただき、ありがとうございます。事務局に確認ですが、この後の手続きなどはどうなりますか。
局長	12 月末での、委員長の退職が承認されましたので、杉並区選挙管理委員会規程第 3 条第 1 項の規定により、1 月 1 日からの委員長を選挙によって決めなければなりません。また、同規程第 5 条第 1 項に基づき、委員長職務代理の指定も行っていく必要があります。
委員長	委員長の選挙が必要ということですが、日程について、どなたかご意見はございませんか。
島田委員	皆様のご予定がよろしければ、本日これから選挙を行うということでよいと思います。
委員長	事務局は、本日、選挙を実施することは可能でしょうか
局長	はい、ただし、投票表紙を準備するお時間を少しいただきたいと思います。
島田委員	では、事務局長が先程、読まれた委員会規程第 3 条ですが、その第 3 項に「指名推せん」で委員長を決めることも可能と書かれていますので、氏名推せんを提案します。
委員長	本日これから「氏名推せん」とのご意見がありました。よろしいですか。
一同	異議ありません。
委員長	「異議なし」とのことなので、選挙管理委員会規程第 3 条第 3 項より「指名推せん」で委員長を決めます。それでは推せんをお願いします。
小井委員	私は、「与島職務代理」を推せんします。
委員長	他に推せんされる方は、いませんか。
島田委員	与島職務代理でよろしいと思います。
委員長	私も与島職務代理に異論ありませんので、1 月 1 日からの委員長は、与島職務代理といたします。
一同	異議なし。
委員長 職務代理	承知しました。
委員長	次に、職務代理の指定ですが、与島職務代理どなたかご指名をお願いします。
委員長 職務代理	それでは、小井委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。
一同	異議なし。
委員長	小井委員、いかがでしょうか。
小井委員	承知しました。よろしくお願いします。
委員長	では、令和 8 年 1 月 1 日からの委員長職務代理を小井委員といたします

委員長	ほかに何かありませんか。
局長	今後の予定について確認します。 (議題書に沿って、今後の日程を確認)
委員長	質問はありますか。無いようでしたら、以上で、令和7年、第46回杉並区 選挙管理委員会定例会を終了いたします。

回 議	局 長	次 長	主 査	作成者	第46回定例会 令和7年12月24日
					会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。